

第3章

基本計画

1. 基本計画の構成
2. 施策体系
3. 持続的な開発目標（SDGs）
4. 基本施策

空白のページ

1. 基本計画の構成

基本計画は、基本構想の将来像を達成するため、施策体系に基づき基本施策を明らかにするものです。基本計画は施策の立案でもあることから、全職員が問題意識をもって積極的に関わります。

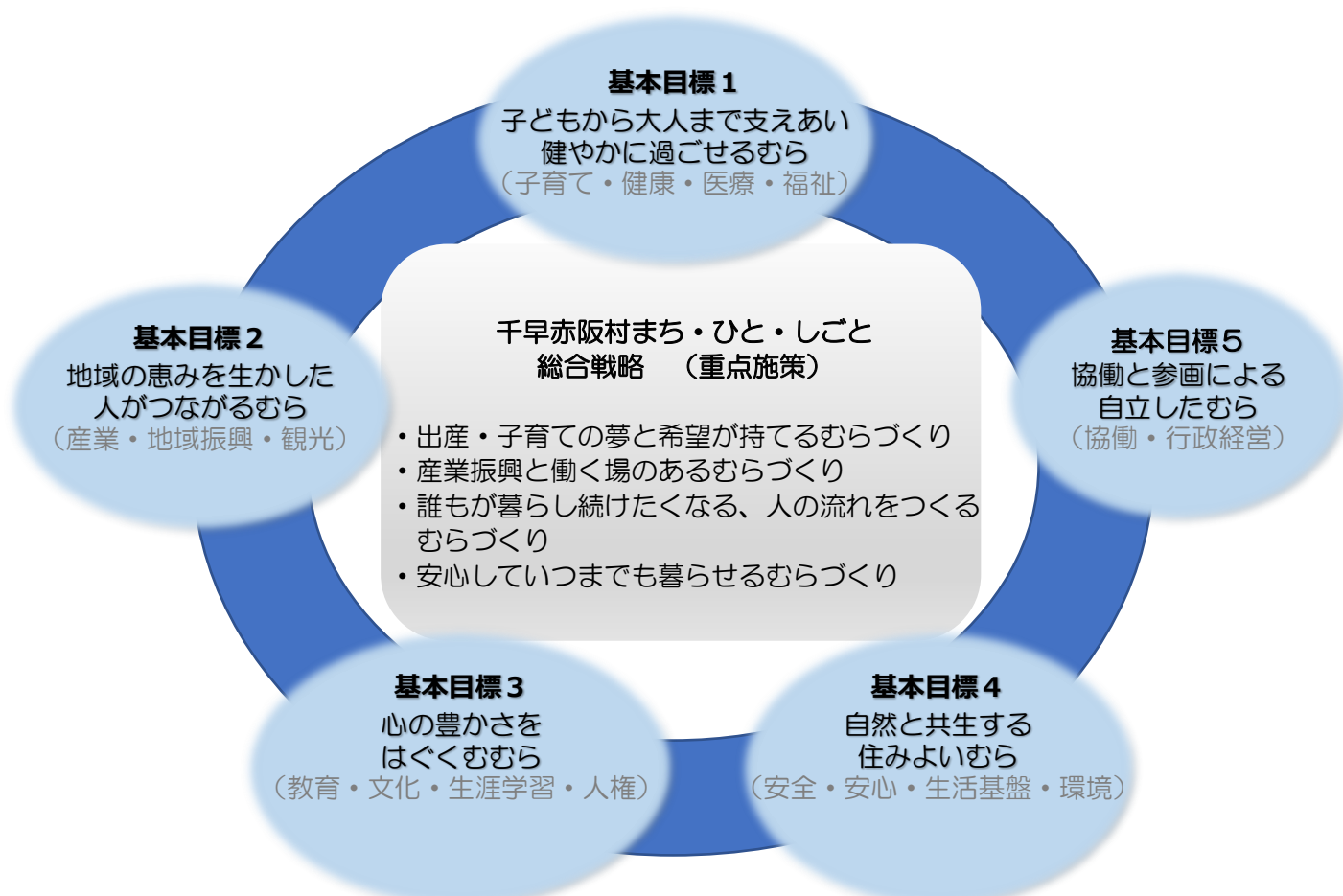
(1) 地方創生の推進

少子高齢化や人口減少社会の中で、国では、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」およびこれを実現するため、今後の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ、2014（平成 26）年 12 月に閣議決定しました。

これを受けて、本村でも 2015（平成 27）年度に「千早赤阪村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」および「千早赤阪村まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、出生率の向上や人の流れの創出、働く場づくりなど、持続可能なむらづくりのために地方創生の推進に努めてきました。

(2) 総合戦略（重点施策）

基本計画で示す施策のうち、重点的に取り組むものは、「第 2 期千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けし、まち・ひと・しごと地方創生に特化した重点施策とし、施策の方向性を明らかにします。



2. 施策体系

将来像とむらづくりの基本目標の実現を図るため、分野別に取り組むむらづくりの基本施策を次のよう

基本構想（令和4年度～令和11年度）			
将来像	基本目標 （総合戦略）	基本柱	基本施策
目 標 人 口 （令和11年度） 4,565人 唯一にであえる金剛山（いざみせ）のむら 元気なあいさつで、みんなで創る、	(1)子どもから大人まで支えあい健康やかに過ごせるむら	I. 子育て・健康・医療・福祉	1 子育て支援の推進
			2 健康増進・疾病予防の推進
			3 福祉の充実
	(2)地域の恵みを生かした人がつながるむら	II. 産業・地域振興・観光	4 地域産業の振興
			5 観光・交流の促進
			6 移住・定住の促進
	(3)心の豊かさをはぐくむむら	III. 教育・文化・生涯学習・人権	7 学校教育の推進
			8 社会教育の充実
			9 歴史文化の保存・活用
			10 人権の尊重
	(4)自然と共生する住みよいむら	IV. 安全・安心・生活基盤・環境	11 安全・安心の推進
			12 生活基盤の維持と充実
			13 自然・環境との共生
	(5)協働と参画による自立したむら	V. 協働・行政経営	14 協働と参画のむらづくり
			15 持続可能な自立したむらづくり
			16 シティープロモーションの充実

に定めます。

基本計画	第2期総合戦略 (横断的重点施策)
めざす姿	
安心して妊娠・出産・子育てができ、笑顔で暮らせるむら	・ 安心していつまでも暮らせるむらづくり ・ 誰もが暮らし続けたいとなる、人の流れをつくるむらづくり ・ 出産・子育ての夢と希望が持てるむらづくり ・ 産業振興と働く場のあるむらづくり
心も身体も健康でいきいきと暮らせるむら	
生きがいを持ち、地域の中で安心して暮らせるむら	
地域の恵みが活きる元気なむら	
何度も来たいと思う、人がつながるむら	
住みたい、住み続けたいむら	
未来を切り拓く、心豊かでたくましい子どもをはぐくむむら	
生涯学び、楽しむことができるむら	
歴史や文化に親しみ、次世代に守り継がれるむら	
お互いに尊重し合えるむら	
安全・安心に暮らせるむら	
便利で安全な生活基盤のあるむら	
快適な生活空間を形成し、美しい自然環境と共生するむら	
みんなのできることを考えるむら	
持続可能な自立したむら	
みんなが知りたい、みんなが知っているむら	

3. 持続的な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年まで国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すための17のゴール、169のターゲットから構成されています。

■本村におけるSDGsの位置付け

本村では、人口減少や地域経済の縮小を克服し、人々が安心して暮らせるような、持続可能なむらづくりと地域活性化を実現するため、SDGsの考え方を第5次総合計画に取り入れ、SDGsの目指すゴール等を関連付けて一体的に推進します。

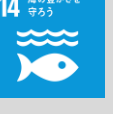
第5次総合計画で展開する施策が、この国際目標のどのゴールに向かっているものなのかを設定し、下のマークを使って表示します。



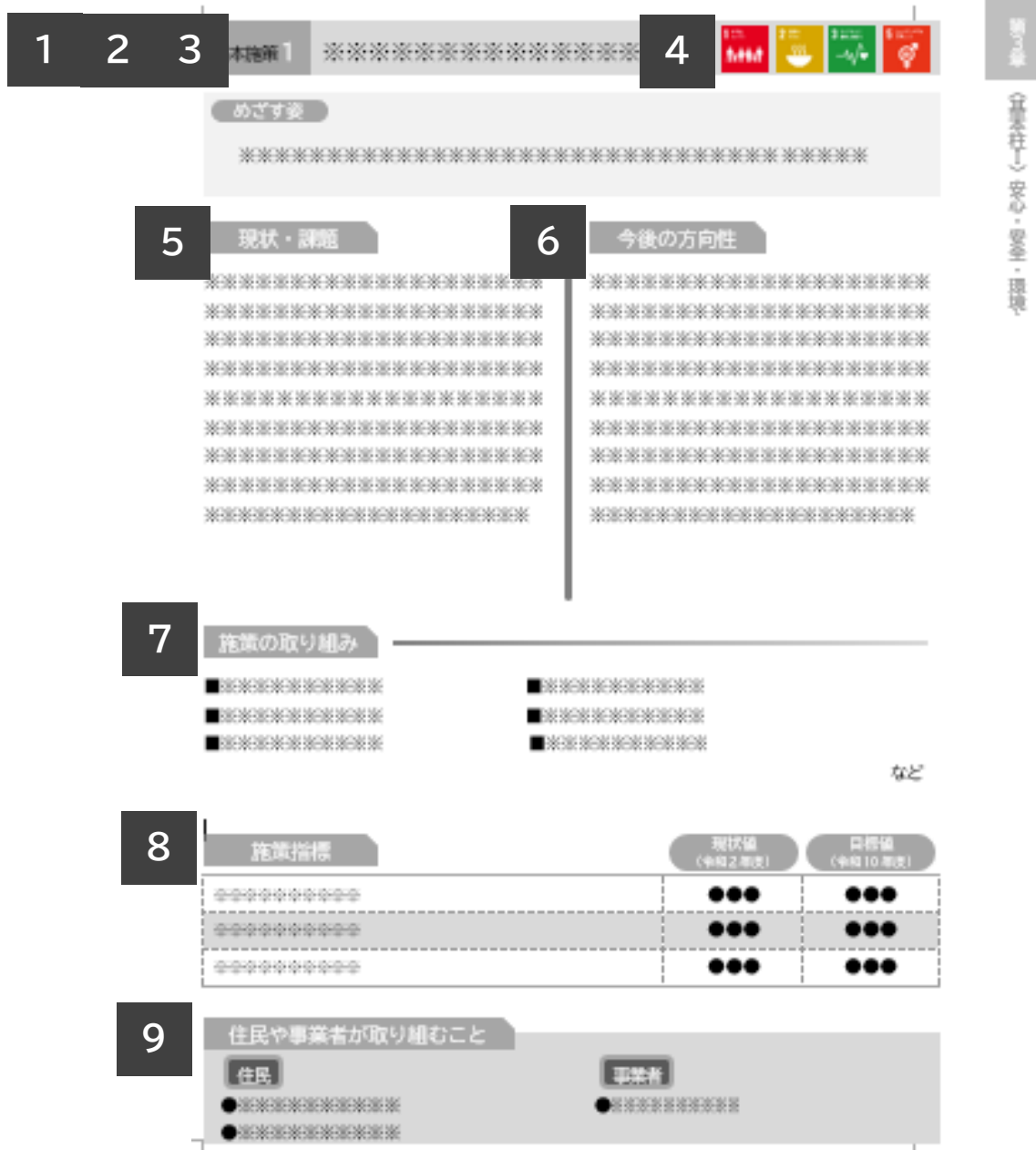
引用：国際連合広報センター

■SDGs17のゴールの概要

 1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 【貧困】	 2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 【飢餓】
 3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 【保護】	 4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 【教育】

 5 ジェンダー平等を実現しよう 【ジェンダー】	<u>5. ジェンダー平等を実現しよう</u> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 6 安全な水とトイレを世界中に 【水・衛生】	<u>6. 安全な水とトイレを世界中に</u> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 【エネルギー】	<u>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</u> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も 【成長・雇用】	<u>8. 働きがいも経済成長も</u> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 【イノベーション】	<u>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</u> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 10 人や国の不平等をなくそう 【不平等】	<u>10. 人や国の不平等をなくそう</u> 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを 【都市】	<u>11. 住み続けられるまちづくりを</u> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 12 つくる責任 つかう責任 【生産・消費】	<u>12. つくる責任つかう責任</u> 持続可能な生産消費形態を確保する
 13 気候変動に具体的な対策を 【気候変動】	<u>13. 気候変動に具体的な対策を</u> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 14 海の豊かさを守ろう 【海洋資源】	<u>14. 海の豊かさを守ろう</u> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさも守ろう 【陸上資源】	<u>15. 陸の豊かさも守ろう</u> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 16 平和と公正をすべての人に 【平和】	<u>16. 平和と公正をすべての人に</u> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう 【実施手段】	<u>17. パートナリシップで目標を達成しよう</u> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

4. 基本施策



1. 基本柱	6. 今後の方向性
基本目標と基本柱を示しています。	8年間の取組みの方向性を示しています。
2. 基本施策	7. 施策の取り組み
基本施策名を示しています。	基本施策に対応する事業を示しています。
3. めざす姿	8. 施策指標
8年後にめざす姿を示しています。	8年後に向けた進捗管理の指標を設定しています。
4. SDGs アイコン	9. 住民や事業者が取り組むこと
基本施策に対応するSDGsのゴールを示しています。	住民や事業者が取り組むべきことを示しています。
5. 現状・課題	
基本施策における現状・課題を示しています。	

第4章

計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制と進行管理
2. 重要業績評価指標（KPI）

1. 計画の推進体制と進行管理

(1) 庁内における計画の推進体制

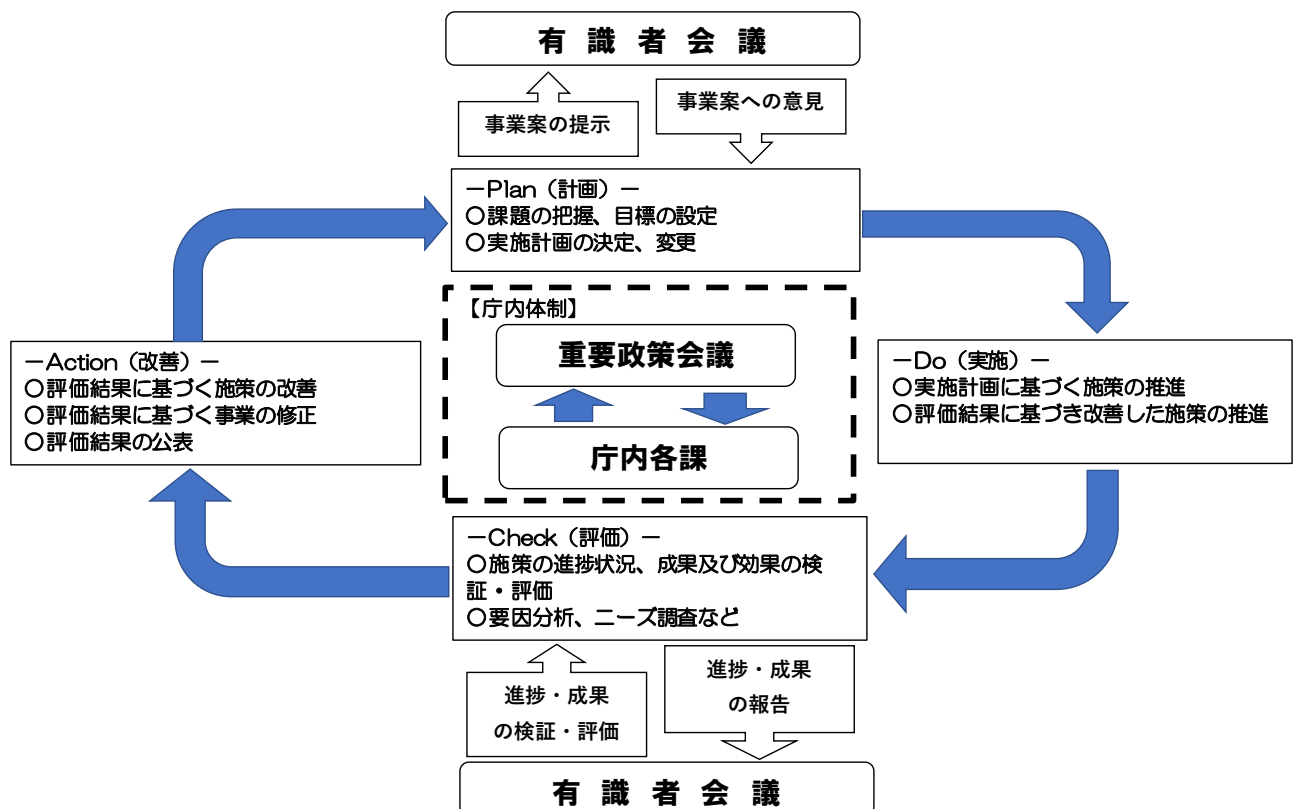
- ・本計画に掲げる施策や取組みは、各担当課が責任を持ち、関係課と連携しながら推進します。
- ・本計画に掲げる施策や取組みを実行するため、具体的な事務事業を明らかにし、毎年度実施計画を策定します。実施計画は毎年度ローリング方式で見直しを行うとともに、予算編成との連動に留意します。

(2) 外部有識者会議による点検

- ・本計画では、地方創生総合戦略を包含していることから、村民、地域団体、事業者、行政等で構成する有識者会議を設置し、方向性や事業案、自己点検結果等について、広く関係者から意見交換を行います。

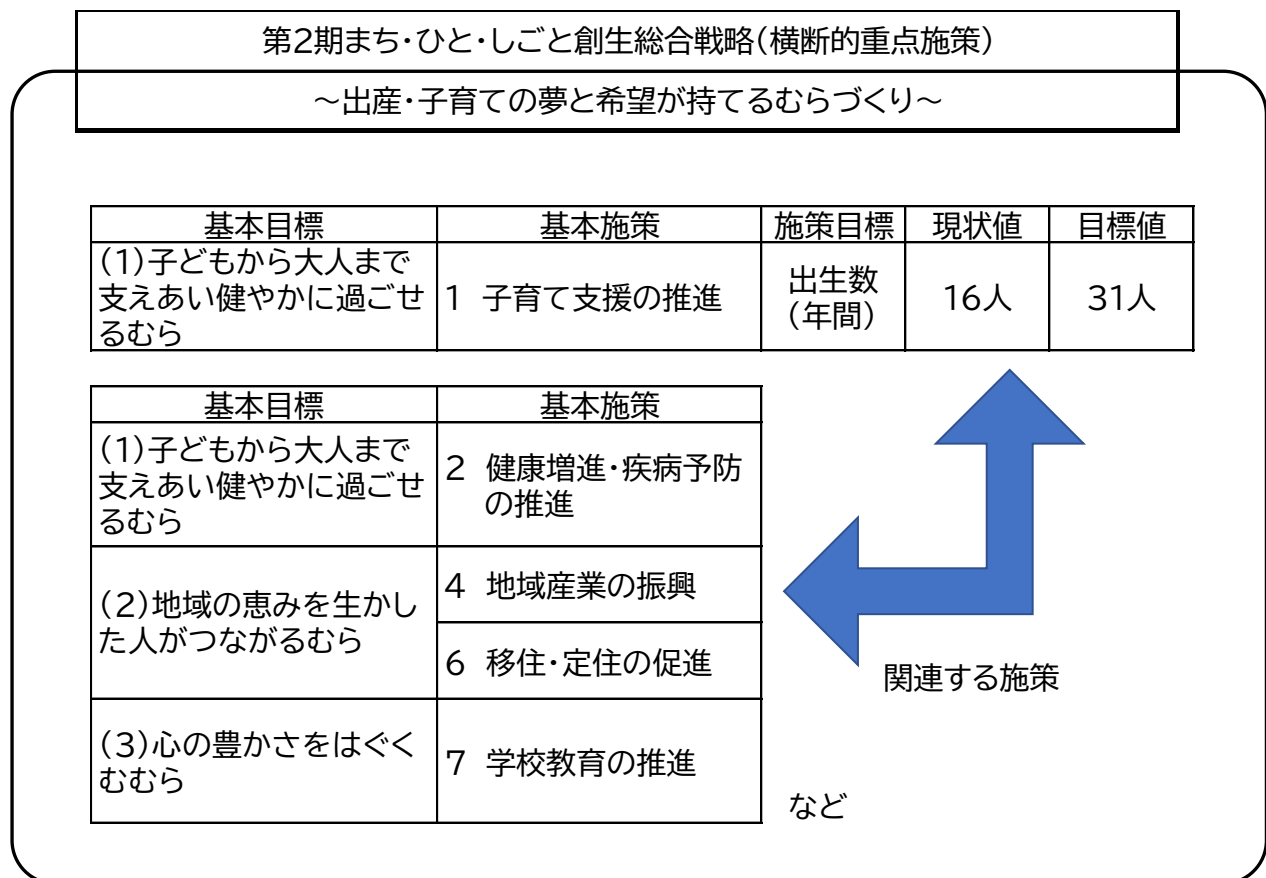
(3) PDCA サイクルに基づく計画の進行管理体制

- ・本計画に掲げる施策や取組みを総合的かつ効果的に推進するため、「PDCA サイクル」に基づき、定期的に施策や取組みの達成状況の評価・検証を行い、必要に応じて見直すことが重要です。
- ・本計画に掲げる施策や取組みを着実に実施し、基本目標を達成していくために、定量的な達成状況や定性的な妥当性・客観性などの観点から毎年度点検を行い、問題点や課題、解決方法などを重要政策会議において検討するとともに、必要な見直しを行います。



2. 重要業績評価指標（KPI）

- ・重要業績評価指標とは、Key Performance Indicator の略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定された指標です。
- ・本計画では、最重要目標として目標人口を設け、基本目標の基本施策ごとに KPI を設定しています。しかし、KPI は、1 基本施策のみで達成するものではなく、関連する基本施策や事業を横断的に取組むことによって目標の達成をめざします。



資料編

- ・ 関係条例
- ・ 策定経過
- ・ 用語集 等を掲載します